

平成 23 年度

社会福祉法人富山市社会福祉協議会事業計画書

基本方針

今日、我が国は長びく景気低迷や急速に進む少子高齢化の中にあつて、家族の絆や地域社会における人間関係が薄れ「無縁社会」という言葉が生まれるほど社会問題化し、様々な生活課題を抱える人びとが増える等、住民の生活を取り巻く状況は、これまでの福祉の枠組みだけでは十分に対応できない困難な課題が山積しております。

このような厳しい情勢が続く中、本協議会は、新たな福祉・生活課題を認識し、地域の多様な担い手と協働しながら、課題の解決に向けた新たな支えあいの仕組みづくりを進める必要があります。

そのためには、住民が抱える新たな諸問題に早期に気づき、受け止め、住民主体による相互の助けあいを持続させながら、行政や民間の多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

今日の地域福祉活動においては、社会とのつながりを再構築していくことが期待され、地域の資源（情報・人・場所など）をつなぎ、生活を支えるネットワーク活動の中心になる人材の役割が重要であり、この活動の担い手として、社会福祉関係者ととともに、住民・ボランティアの参加が不可欠であります。また、住民参加による取り組みは、もともと、地域に存在する助けあい・支えあいとつながるものであり、まちづくり・地域づくりの活動の原点と言えるものです。

このことから、地域福祉を推進する本協議会では、『だれもが住み慣れた地域で安心して生きがいを持って生活できる福祉のまちづくり』を基本理念とする「地域福祉活動計画」（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）に沿って、地域に根ざした福祉活動が展開されるよう、「地域ぐるみ福祉活動推進事業」、「地域福祉活動活性化事業」、「地区社協育成事業」等を実施し、地区・校下社会福祉協議会の活動基盤の強化や支援を積極的に進めるとともに、各種団体・組織と協力しながら、「福祉推進員の設置」を推奨し、「ささえあいネットワーク活動事業」（見守りや声かけなどの安否確認、住民ができる簡単な日常生活支援活動）の拡充に努めてまいります。

また、「地域福祉懇談会」等を通して、住民の「声」を実践に反映しながら、地域に密着した事業を積極的に行い、地区・校下社会福祉協議会等と協働して、住民参加による小地域福祉活動の推進に努めてまいります。

目 標

1 ささえあいの仕組みづくり

地域福祉をさらに推進するために、ボランティアなど地域福祉を支える「人」、ボランティア活動、交流、情報交換、相談などを行う「場」、そして様々な活動やグループづくりを促進・支援する「仕組み」が重要であることから、その基盤づくりを進めます。

2 新しい福祉のまちの創造

住民の福祉意識の高揚に努め、地域の福祉課題を共有し、住民自らが主体となって課題を解決していく中で、新しい地域のあり方を考え、安心して暮らせる福祉のまちを創ります。

3 適切なサービスの利用

社会福祉事業の健全な発展を促し、必要なサービスの質・量の確保に努めるとともに、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制、自立支援などの充実を図ります。

事業計画

1 ささえあいの仕組みづくり

(1) 地域福祉を支える人づくり

地域においては、地区社会福祉協議会役員や民生委員児童委員、福祉推進員、ボランティア、NPO法人などが、地域福祉活動を支えるマンパワーとして活躍していますが、活動の担い手不足や担い手の高齢化などが地域福祉活動推進の課題となっています。

こうした課題に対応するために、ひとりでも多くの人たちが活動に参加されるように、地域で活動する多くの団体や組織、企業などと協力しながら、効果的な情報提供や地域での活動の支援、マンパワーの育成など、地域福祉活動を支える人づくりの推進に積極的に努めます。

- ① ボランティア情報紙の発行
 - ② ボランティアセンターホームページの作成【新規】
 - ③ ボランティアハンドブックの作成
 - ④ ボランティア養成講座の開催
 - ⑤ ボランティアの活動調査
 - ⑥ ボランティア機材の貸出
 - ⑦ ボランティアコーディネーターの研修
 - ⑧ 「おらっちゃん雪かき隊」などの除排雪ボランティアの派遣
 - ⑨ ボランティアサポーターの研修
- などの実施

(2) 地域福祉活動の場づくり

地域福祉活動の推進には活動拠点の確保が重要であり、現在は、公民館や福祉センターなどが地域福祉活動の拠点として活用されていますが、より身近なところで、地域住民がふれあう場、高齢者の居場所、子育て支援の場が確保されるよう、地域福祉活動の場づくりをすすめます。

また、情報・相談窓口、委嘱型地域福祉推進者とボランティアの交流や地域ボランティア同士の情報交換などができるように、ボランティア活動の場づくりをすすめます。

- ① ふれあいサロン普及事業
- ② ふれあいフェスタ開催事業
などの実施

(3) 地域福祉を促進する仕組みづくり

地区社会福祉協議会やボランティアグループ、NPO法人など地域福祉を推進する団体の活動は年々活発になっており、市社会福祉協議会に対して財政的な支援の充実や情報の提供を求める要望が高まっています。

こうした要望に応え、地区社会福祉協議会やボランティアグループ、NPO法人などの活動を支えるため、財政的な支援や、当事者組織などとの情報交換や連携を通して、地域福祉活動の推進に努めます。

- ① 社会福祉活動助成金事業
- ② 民間助成金の情報提供
- ③ 地域ぐるみ福祉活動推進事業
- ④ 地域福祉活動活性化事業
- ⑤ 地区社協育成事業
- ⑥ いきいきクラブ事業
- ⑦ 地域歳末たすけあい運動の推進
- ⑧ 地域福祉部会、福祉団体・障害者団体部会の開催
- ⑨ NPO法人などとの連絡会【新規】
などの実施

2 新しい福祉のまちの創造

(1) 福祉意識の醸成

地域福祉を推進するには、住民のみなさんの理解と協力が重要です。地域福祉の担い手としての意識の把握のために実施した、市民アンケートや地域福祉懇談会では、「活動に参加する人が少ない」、「若い人の参加が少ない」、「福祉に対する住民の意識が低い」などが課題として挙げられています。

市社会福祉協議会では、「福祉フェスティバル」などのさまざまなイベントや地域福祉懇談会、ボランティア体験、福祉講座などを通して、地域福祉活動に対する理解と協力が得られるよう福祉意識の醸成に努めます。

- ①福祉フェスティバルの開催
- ②福祉教育推進事業
などの実施

(2) 地域福祉活動を通じた新しいコミュニティの創造

地域には「声かけや安否確認」、「話し相手」など、近隣のちょっとした手助けを望んでいる人たちが少なからず見受けられます。

このような地域福祉活動へ住民のみなさんの参加を促すには、地域の福祉課題を正しく把握し、理解と協力を得ることが重要です。

市社会福祉協議会では、地区担当職員が積極的に地域に出向き、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、自治振興連絡協議会などと連携しながら、住民座談会などの開催や福祉ニーズ調査が行われるよう支援するとともに、新たに作成する活動事例集を活用しながら、住民のみなさんにたすけあいの精神が浸透するよう啓発に努めます。

- ①地域福祉懇談会の開催
- ②地域福祉活動事例集の作成
などの実施

(3) 地域の見守り、問題発見体制の推進

人口の高齢化や核家族化などにより、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯などが多くなっています。中には福祉ニーズを抱えた世帯もあり、地域の中でどうささえていくかが大きな課題になっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すには、地域の中にある様々な生活課題や福祉ニーズを早期に把握し、解決できる体制づくりが大切です。市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会で活動する人たちによるささえあい意識の向上に努め、地域の見守り活動やネットワークの整備を進めます。

- ①地域福祉活動活性化事業
- ②地域ぐるみ福祉活動推進事業
- ③地区社協育成事業
- ④地域福祉懇談会の開催
- ⑤地域福祉活動事例集の作成
- ⑥地域リーダー研修会の開催（広報づくり講習会：新規）
- ⑦社協出前講座
- ⑧ささえあいネットワーク活動事業
などの実施

(4) 地域の子育て支援、介護予防等の推進

核家族化によって、育児に対する不安や悩みを抱えながら誰にも相談できず、孤立した中で子育てをする親が多くなってきました。また、高齢者の「閉じこもり」は寝たきりや認知症になる最大の要因と言われています。

このように地域には、子育てに関する不安や老後の心配など様々な悩みを抱えた住民がおられます。市社会福祉協議会では子育てに関する不安の解消や閉じこもり高齢者等の社会参加を促すため、地域ボランティアの協力を得ながら「子育てサロン」や「いきいきサロン」の開催を支援します。

- ①ふれあいサロン普及事業（サロン用機材の貸出）
- ②おもちゃの図書館の開催などの実施

3 適切なサービスの利用

(1) 福祉サービスの適切な利用の推進

福祉サービスの多くは、利用する人の申請に基づいて提供されています。特に、介護保険制度に代表されるように、福祉サービスの利用が「措置から契約」に移行してからは、福祉サービスを利用する人が自己の責任で利用契約を結ぶことになっています。

このような状況の中で、「どんな福祉サービスがあるかわからない」、「サービスの利用方法がわからない」などの理由で、福祉サービスを利用していない人も多いと思われます。

また、判断能力が十分でない人への援助やサービス利用者からの苦情への適切な対応も課題となっています。

このような課題に対しては、効果的な情報提供の仕組みを検討するとともに、相談機関の充実や権利を擁護するさまざまな取り組み、苦情への適切な対応を図ることなどにより、福祉サービスを必要としている人に適切に福祉サービスが提供されるよう努めます。

- ①広報紙「ふれあいネットワークとやま」の発行
- ②ホームページによる情報提供と充実
- ③朗読サービス事業（デジタル録音化）
- ④心配ごと相談事業
- ⑤生活福祉資金貸付事業
- ⑥住宅手当緊急特別措置事業
- ⑦日常生活自立支援事業
- ⑧福祉後見サポート事業
- ⑨苦情受付窓口の設置（苦情対応マニュアル等の作成）
- ⑩居宅介護支援事業
- ⑪訪問介護・居宅介護事業

- ⑫通所介護事業（細入デイサービスセンター）
- ⑬高齢者移送サービス事業
- ⑭福祉プラザデイホーム事業（大沢野ミニデイ事業）
- ⑮福祉用具サポート事業
- ⑯長寿ふれあいセンターの運営
- ⑰大沢野老人福祉センターの運営
- ⑱婦中社会福祉センターの運営
- ⑲高齢者いきがい講座の開催
- ⑳大沢野高齢者いきがい工房の運営〔指定管理〕
- ㉑共同作業所の運営
などの実施

（２）市社会福祉協議会の機能強化

住民の福祉ニーズや活動域の拡大など市社会福祉協議会を取り巻く状況の変化に対応した組織運営を行うため、市社会福祉協議会の根本的活動である小地域福祉活動の推進やボランティア活動の促進などをより充実させ、かつ新たに期待される役割を果たすためには、市社会福祉協議会の機能強化が重要となります。

そのため、組織体制の整備や自主財源の確保に努めるとともに、地域福祉推進の中核である地区社会福祉協議会活動の支援に努めます。

- ①事務局組織の体制整備
- ②共同募金助成金の活用
- ③愛と誠銀行業務（寄付金）の活用
- ④民間助成金の活用
などの実施